

2024年10月1日

各 位

会 社 名 ソーシャルワイヤー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 矢田 峰之  
(コード番号：3929 東証グロース)  
問 合 せ 先 管理部 経営企画 Gr. 部長 門脇 貴志  
(TEL. 03-5363-4872)

### 連結子会社の株式譲渡に伴う子会社異動に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の連結子会社であるトランススマート株式会社(以下「トランススマート」といいます。)の全株式(トランススマートの議決権所有割合：100.0%)を譲渡することを決議いたしましたのでお知らせいたします。これにより、トランススマートは当社の連結の範囲から除外される予定となります。

#### 記

#### 1. 株式譲渡の理由

当社は、シェアオフィス事業を通じた海外展開の背景より、2016年4月にトランススマートを子会社化し、AI翻訳、大規模案件や文書のレイアウト調整、音声書き起こし・吹き替えなど、より複雑な要件が存在する翻訳依頼に対応する受託翻訳(エージェント翻訳)サービスを展開するなど、市場環境の変化に併せクラウド翻訳「TRANSMART」を運営してまいりました。

しかしながら、コロナ禍による急速な事業環境の変化に対応するため、当社事業ポートフォリオの選択と集中方針によりシェアオフィス事業(国内・海外)を撤退するに至りました。その背景から、トランススマートの持続的成長に資する事業戦略の見直しについて、あらゆる選択肢を視野に入れながら、社内及び取締役会にて慎重に分析・検討を進めた結果、人工知能の研究開発を事業としているJAPAN AI株式会社様に譲渡することが、最善であるとの判断に至ったものであります。

## 2. 異動する子会社（トランススマート）の概要

(1) 名称	トランススマート株式会社			
(2) 所在地	東京都港区新橋 1-1-13 アーバンネット内幸町ビル3階			
(3) 代表者の役職・氏名	関 茂樹			
(4) 事業内容	クラウドソーシング翻訳サービス 個別専門翻訳サービス			
(5) 資本金	10,000 千円			
(6) 設立年月日	1996 年 8 月			
(7) 大株主及び持株比率	ソーシャルワイヤー株式会社 83.5% 自己株式 16.5%			
(8) 当社と当該会社の関係	資本関係	当社が発行済株式数の 83.5%を保有しております。		
	人的関係	当社より当該会社に取り締役 1 名および監査役 1 名を派遣しております。		
	取引関係	当社と当該会社との間に営業上の取引があります。		
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）				
	決算期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
	売上高	255,830	253,840	231,817
	営業利益	26,376	27,848	7,737
	経常利益	28,037	31,589	8,603
	当期純利益	29,321	22,286	6,179
	純資産	43,473	65,759	39,378
	総資産	82,296	111,246	88,368
	1 株あたり当期純利益	16,660 円 05 銭	12,662 円 63 銭	3,510 円 92 銭

## 3. 株式譲渡相手先の概要

(1) 名称	JAPAN AI 株式会社	
(2) 住所	東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号	
(3) 代表者	工藤 智昭	
(4) 事業内容	人工知能の研究開発 人工知能に関するコンサルティングサービス	
(5) 設立日	2023 年 4 月	
(6) 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	2024 年 7 月 1 日より当社の親会社である株式会社ジーニー（以下「ジーニー」）の取締役 1 名が兼務しております。
	取引関係	当社と当該会社との間に営業上の取引があります。
	関連当事者への該当状況	親会社であるジーニーが 2024 年 9 月末時点で当該会社の株式を 11.5%保有しております。

※その他株式譲渡相手先の概要につきましては、譲渡相手先との守秘義務により非開示とさせていただきます。

#### 4. 株式譲渡数及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	普通株式 1,520 株 (議決権所有割合: 100.0%)
(2) 譲渡株式数	普通株式 1,520 株
(3) 譲渡価額の総額	32,500,000 円
(4) 異動後の所有株式数	0 株 (議決権所有割合: 0%)

#### 5. 日程

(1) 取締役会決議日	2024 年 10 月 1 日
(2) 株式譲渡契約締結日	2024 年 10 月 1 日
(3) 株式譲渡実行日	2024 年 10 月 1 日 (予定)

#### 6. 今後の見通し

本件が 2025 年 3 月期連結業績に与える影響につきまして、現在精査を行っており、今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

なお、本件株式譲渡の実行に伴い、トランススマートは、当社の連結の範囲から除外される予定となります。

#### 7. 利益相反を回避するための措置

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件譲渡は、当社の親会社であるジーニーが株式の 11.5%を所有する JAPAN AI 株式会社との取引であり、当社にとって支配株主との取引等に該当いたしません。「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「ジーニーを含むジーニーグループとの関係につきましては、独立性を保つことを基本としており、ジーニーグループ内の取引につきましてもこれに基づき、市価を基準として公正に行うこと」方針としております。

当社の親会社は、上場会社であるジーニーであり、少数株主の権利保護については、重要な事項であると認識しております。当社は、独自の経営方針及び経営戦略に基づいて、経営活動を展開しており、同社とは基本的な事業分野が異なることから、一定の独立性が確保されていると考えています。ジーニーグループとの取引等を行う際には、当該取引等が当社の経営健全性を損なっていないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、及び取引条件が他の外部取引と比較して著しく相違しないこと等を十分に確認するものとしております。

本方針に従い、本取引については、社外取締役及び社外監査役で構成される特別委員会にて、審議・検討を行い、取引内容の公正性、妥当性を検討した上で、取締役会に当該結果を答申し、取締役会において、当該取引等が当社の経営健全性を損なっていないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、及び取引条件が他の外部取引と比較して著しく相違しないこと等を確認いたしております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、本取引に関して、社外取締役及び社外監査役で構成される特別委員会にて、審議・検討を行い、検討結果を取締役に答申いたしております。また、当社取締役である工藤智昭氏は、当社の支配株主であるジーニーの代表取締役社長であり、株式譲渡相手先の代表取締役社長であることから、利益相反を回避するため、上記取締役会における決議並びに審議には参加していません。

従いまして、本取引は公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置がとられていると判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2024年9月30日に特別委員会を開催し、当該委員会での審議を通じて、社外取締役の大野誠一氏、白川久美氏、社外監査役の樋口節夫氏、平山剛氏から以下の意見を入手しております。

(1) 取引目的の妥当性

本株式譲渡は、経営戦略として集中的に取り組んでいる事業ポートフォリオの「選択と集中」活動に資するものであり、貴社における事業成長および運営基盤へのリソース配分をより集中的かつ効率的に遂行するための体制整備の目的としたものである。貴社の方針ならびにその遂行の観点から、シェアオフィス事業（海外）を通じた連携目的での参入ならびに継続運営してきた翻訳事業の主管組織である連結子会社化のトランマート社を株式譲渡することについては、その目的に資するものであると判断でき妥当である。

(2) 取引手続きの公正性

譲渡予定先企業は、人工知能の研究開発、人工知能に関するコンサルティングサービスを運営している。翻訳事業の持続的な成長には、AIをはじめとする最新テクノロジーの急速な進化に対応する新たな翻訳機能の開発方針とのことであり、これらを早期実行するには相応の技術に関するノウハウとの強い連携は必要であり、同社とトランマート社とのシナジー効果も十分期待でき譲渡予定先企業の選定としては妥当であると考えられる。

(3) 譲渡価額算定の公正性

本件の株式譲渡・金銭債権譲渡価格において、適切なデューデリジェンスの結果等を踏まえている等、算定の根拠が極めて妥当であり、意図的な影響が反映される余地がないことから、算定の公正性は担保されていると思われる。

(4) 当社企業価値への影響

当社が現時点で有する経営資源の配分を、デジタルPR事業（リリース配信、インフルエンサーPR、クリッピング、リファレンスサービス）に集中的かつ効率的に遂行する体制整備が進行することにより、当社の今後の業績向上に寄与すると思われる。

上記の点から、本件株式譲渡は少数株主にとって不利益なものではないと判断した。

上記「意見書の概要」に記載のとおり、本件譲渡の目的、交渉過程等の手続き、本件譲渡価額の公正性、当社の企業価値向上等の観点から総合的に検討を行った結果、本件譲渡を実施する旨の当社取締役会における決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を2024年9月30日付で入手しております。

以上